

BCP策定の効果的なインセンティブ方策について

1 認定制度の事例

高知県	<p>○ <u>南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度</u> (H25～)</p> <p>事業継続、社員教育、地域貢献の視点ごとに設けた認定基準を満たしている事業所を認定。認定制度審査委員会で審査。年2回申請を受付け。認定証の有効期間は3年間。</p> <p>【メリット】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所シンボルマーク」の使用 ②高知県庁ホームページでの公開 ③認定証の交付 <p>事業継続の視点は、1段階の評価（最高1つ星）。社員教育、地域貢献の視点は、2段階の評価（最高2つ星）となり、最高5つ星で評価。</p> <p>・H25：16事業者、H26：3事業者</p> <p>○ <u>高知県建設業BCP認定制度</u> (H24～)</p> <p>各建設業者で行っている事業継続力を高める取組（基礎的な事業継続力）の成果と実効性を、高知県建設業BCP審査会において審査し、県において認定。</p> <p>・H24：69事業者、H25：46事業者、H26：24事業者</p>
徳島県	<p>○ <u>徳島県企業BCP認定制度</u> (H26～)</p> <p>申請内容が、「審査要領」の「確認項目と確認内容」を十分に達成していることが必要。審査にあたっては、事務局が書面審査を行い、不明な点についてヒアリングを実施。その後、徳島県企業BCP委員会における意見を踏まえ、最終的に県が認定の可否を判定する。認定対象は中小企業又は商工団体。認定証の有効期間は2年間。</p> <p>【メリット（予定）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①認定制度のロゴマークの使用許可によるPR支援 ②徳島県中小企業向け融資制度における金融支援 ③徳島県「お試し発注制度」の認定対象となる販路拡大支援 <p>・H26：4社</p>
地方整備局	<p>○ <u>建設会社における災害時の事業継続力認定</u></p> <p>認定は評価要領に基づき適否を確認し、適合した建設会社に対し、地方整備局が「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、認定証の有効期間は2年間。</p>
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・認定証は四半期ごとに交付。 ・認定にあたっての評価 <p>BCP策定有無ではなく、『基礎的な事業継続力（＝BCP策定の取組姿勢）』を評価。内容は、多くの会社で定めている災害時の対応体制に加え、「災害が発生した場合体制が整うのにどのくらい時間を要するのか」などの「目標時間」を把握してもらい、体制が実効的なものかを確認するもの。</p> <p>・489社（H27.4.1現在）</p>
近畿地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・認定証は年2回交付。 ・認定に当たっての評価 <p>（新規申込社） 災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社を確認・評価。</p> <p>（更新申込社） 事業継続計画の実効性の確保と事業継続計画を継続的に改善する姿勢の維持を確認・評価。</p> <p>・認定された建設会社等は、総合評価落札方式の入札時に「企業の施工能力」又は「地域・社会貢献」の項目で加点対象となる。</p> <p>・498社</p>

香 川 県	<p>○ <u>香川県建設業BCP認定制度</u> (H25～)</p> <p>審査要領をもとに香川県建設業BCP審査会において審査を行い、適合した申込会社に対し、「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、認定証を交付。認定証の有効期間は2年（継続は3年）</p>
-------	--

2 表彰制度の事例

東 京 都	<p>○ <u>優秀BCP策定企業の取組発表・東京都中小企業BCP策定優秀賞の表彰</u> (～H23)</p> <p>「東京都中小企業BCP策定推進フォーラム」において優良企業が取組発表し、当日審査員により選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22：4社、H23：4社 <p>〈担当者確認〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそもBCPの取組に優劣を付けるのが難しいため、事例発表に移行した。 ・表彰に副賞などは設けていなかった。
徳 島 県	<p>○ <u>徳島県事業継続計画策定優良企業表彰</u> (H20～H24)</p> <p>事務局による現場とBCPの確認を事前に行い、審査委員が、申請企業と面接の上「徳島県BCPステップアップ・ガイド」にあるチェックリストの該当項目を点数化し、BCPの優れた取り組みをしている企業を表彰。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H20：7社、H22：3社 H23：3社 H24：2社

3 考えられるインセンティブ方策

認定制度	<ul style="list-style-type: none"> ・BCPチェックリストを公開し、認定を希望する企業を募集。各企業からチェックリスト及びBCP文書等の提出を受けて書面審査を実施。さらに経営者層等に対して、BCPの基本的な考え方等について面接審査を実施。 ・認定後は、HPにより社名を公表。事例集を作成し、経済団体メルマガ等により周知。
表彰制度	<ul style="list-style-type: none"> ・経済団体により、表彰対象企業を推薦。認定制度と同様にBCP文書等の書面審査及び面接審査を経て、京都BCP推進会議により受賞企業を決定。 ・認定後は、HPにより社名を公表。事例集を作成し、経済団体メルマガ等により周知。
意見交換会における事例発表企業募集	<ul style="list-style-type: none"> ・経済団体等を通じて意見交換会において事例発表を希望する企業を募集。別途、意見交換会の参加を募集し、その場で事例発表をしてもらう。

4 検討

いずれの方法についても、対象企業の問い合わせ先を公開し、府内企業が任意に先行事例として聞けるようにすることにより、企業同士が情報交換し、連携していくことが期待できる。

しかしながら、インセンティブ方策導入に当たっては、中小企業を含めた多くの府内企業がBCPを策定する動機付けになることが必要である。この点、

- ・認定制度については、認定制度を受けたことによるメリットが得られなければ、BCPを新たに策定しようという動機にはなりにくい。
- ・表彰制度や事例発表企業募集については、対象数が限られており、BCPを新たに策定しようという動機にはなりにくい。

➡ 上記のいずれの方法も、BCP策定のインセンティブ方策としては時期尚早であると考えられることから、当面は、セミナーや情報交換会の開催等の方法により企業のBCP策定を促すこととする。